

令和2年4月13日

保護者の皆様

北広島町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のため町立学校における
一斉臨時休業について（お知らせ）

日頃より、本町の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、教育委員会として、関係機関等と協議の上、学校保健安全法に基づく臨時休業を下記のとおり行うこととしました。

お子様の健康と安全を確保し、感染症拡大を防止する観点からの措置となります。臨時休業中は、お子様には不要不急の外出を控え、自宅で過ごしていただくようご家庭でもご指導をお願いいたします。

期 間 : 令和2年4月15日（水）～令和2年5月6日（水）

対 象 : 北広島町内全町立小・中学校

なお、この期間において、現段階では登校日等を設けることは考えておりません。また、部活動に関しても、期間内の活動を休止いたします。

ただし、つぎのような状況があり、自宅で過ごすことが難しいお子様がある場合には、個別に学校での受け入れを検討いたしますので、学校にご連絡ください。

【受入れの検討対象例】

- 小学校低学年の児童のうち、保護者が医療従事者又は介護保険施設等の社会福祉・介護事業従事者で、放課後児童クラブの利用が難しく、やむを得ず仕事を休めない場合
- 特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合